

# 社会保障・税番号制度について

〔行政手続における特定の個人を識別する  
ための番号の利用等に関する法律案〕

平成25年4月18日

内閣官房 社会保障改革担当室

審議官 向井 治紀

# 社会保障・税番号制度に関する検討経緯

2012年2月14日

番号関連3法案を閣議決定、国会に提出。

- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
- ・地方公共団体情報システム機構法案

2012年11月16日

衆議院が解散、番号関連3法案は廃案。

2013年3月1日

番号関連4法案を閣議決定、国会に提出。

- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
- ・地方公共団体情報システム機構法案
- ・内閣法等の一部を改正する法律案(政府CIO法案)

2013年3月22日

衆議院本会議において番号関連4法案につき趣旨説明・質疑。  
衆議院内閣委員会に番号関連4法案が付託。

2013年3月27日

衆議院内閣委員会にて質疑

4月3日

衆議院内閣委員会にて質疑

4月5日

衆議院内閣委員会にて参考人質疑

4月10日

衆議院内閣委員会にて質疑

4月10日

衆議院内閣・総務・財務金融・厚生労働連合審査にて質疑

# 社会保障・税番号制度の導入趣旨

番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるという確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）である。

## 社会保障・税・災害対策の各分野で番号制度を導入

### 効果

- より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる
- 真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる
- 大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できる
- 社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる
- ITを活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上する
- 行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となる

### 実現すべき社会

- より公平・公正な社会
- 社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会
- 行政に過誤や無駄のない社会
- 国民にとって利便性の高い社会
- 国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会

# 社会保障・税番号制度の概要①

## 基本理念

- 個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報の保護に十分に配慮しつつ、社会保障制度、税制、災害対策に関する分野における利用の促進を図るとともに、他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行われなければならない（第3条第2項）。

## 個人番号

- 市町村長は、法定受託事務として、住民票コードを変換して得られる個人番号を指定し、通知カードにより本人に通知（第7条第1項）。盗用、漏洩等の被害を受けた場合等に限り変更可（第7条第2項）。中長期在留者、特別永住者等の外国人住民も付番の対象。
- 個人番号の利用範囲を法律に規定（第9条）。①国・地方の機関での社会保障分野、国税・地方税の賦課徴収及び防災等に関する事務での利用、②当該事務に係る申請・届出等を行う者（代理人・受託者含む）が事務処理上必要な範囲での利用、③災害時の金融機関での利用、に限定。
- 番号法に規定する場合を除き、他人に個人番号の提供を求めることは禁止（第15条）。本人から個人番号の提供を受ける場合、個人番号カードの提示を受ける等の本人確認を行う必要（第16条）。

## 個人番号カード

- 市町村長は、顔写真付きの個人番号カードを交付（第17条第1項）。この場合、通知カードの返納を受ける。
- ①市町村は条例で定めるところにより、②政令で定めるもの（民間事業者等）は政令で定めるところにより、総務大臣が定める安全基準に従って、ICチップの空き領域を利用することができる（第18条）。※民間事業者については、当分の間、政令で定めないものとする。

## 社会保障・税番号制度の概要②

### 個人情報保護

- 番号法の規定によるものを除き、特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）の収集・保管（第20条）及び特定個人情報ファイルの作成を禁止（第28条）。
- 特定個人情報の提供は原則禁止。ただし、行政機関等が情報提供ネットワークシステムを使用しての提供など、番号法に規定するものに限り可能（第19条）。※民間事業者は、情報提供ネットワークシステムを使用できない。
- 情報提供ネットワークシステムで情報提供を行う際の連携キーとして個人番号を用いない等、個人情報の一元管理ができない仕組みを構築。
- 国民が自宅のパソコンから情報提供等の記録を確認できる仕組み（マイ・ポータル）の提供（附則第6条第5項）、特定個人情報保護評価の実施（第27条）、特定個人情報保護委員会の設置（第36条）、罰則の強化（第67条～第77条）など、十分な個人情報保護策を講じる。

### 法人番号

- 国税庁長官は、法人等に法人番号を通知（第56条）。
- 法人番号は原則公表。※民間での自由な利用も可。

### 検討等

- 法施行後3年を目途として、個人番号の利用範囲の拡大について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずる（附則第6条第1項）。
- 法施行後1年を目途として、特定個人情報保護委員会の権限の拡大等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる（附則第6条第2項）。

# 番号法案の修正概要①

## 1. 番号制度の基本理念の追加

個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報の保護に十分配慮しつつ、行政運営の効率化を通じた国民の利便性の向上に資することを旨として、社会保障制度、税制及び災害対策に関する分野における利用の促進を図るとともに、他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行われなければならない。【第3条第2項】

## 2. 国、地方公共団体の責務、事業者の努力規定の追加

基本理念にのっとり、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずる。【第4条～第6条】

国の責務：①個人番号及び法人番号の利用を促進するための施策を実施する。②教育活動、広報活動等を通じて、個人番号及び法人番号の利用に関する国民の理解を深めるよう努める。【第4条】

地方の責務：個人番号及び法人番号の利用に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施する。【第5条】

事業者の努力：国及び地方公共団体が個人番号及び法人番号の利用に関し実施する施策に協力するよう努める。【第6条】

## 3. 通知カードの送付による個人番号の通知等

(1) 全員に個人番号等が記載された「通知カード」を送付し、個人番号の通知を行う。【第7条第1項】

(2) 個人番号の通知を受けた者は、申請により、通知カードと引き換えに個人番号カードの交付を受ける。【第7条第7項、第17条第1項】

(3) 市町村長は、個人番号カードの交付の円滑化のために必要な措置を講ずるものとする。【第7条第3項】

## 4. 個人番号カードの利用等

(1) 個人番号の利用に関する施策の推進は、行政事務の処理における本人確認の簡易な手段としての個人番号カードの利用の促進を図るとともに、カード記録事項が不正な手段により収集されることがないように配慮しつつ、行政事務以外の事務の処理において個人番号カードの活用が図られるように行われなければならない。【第3条第3項】

(2) 市町村の機関、その他政令で定めるものは、条例(政令で定めるものにあつては、政令。)で定めるところにより、総務大臣が定める安全基準に従って、一定の事項を個人番号カードのカード記載事項が記録された部分と区分された部分に電磁的方法により記録して利用することができる。【第18条】

## 5. 本人確認の措置

個人番号利用事務等実施者は、本人から個人番号の提供を受けるときは、個人番号カード若しくは通知カード等の提示を受けること又はこれらに代わるべき政令で定める措置により、本人確認を行わなければならない。【第16条】



## 番号法案の修正概要②

### 6. 情報提供ネットワークシステムの利用の促進

個人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報の保護に十分配慮しつつ、社会保障制度、税制、災害対策その他の行政分野において、行政機関等が迅速に特定個人情報の授受を行うための手段としての情報提供ネットワークシステムの利用の促進を図るとともに、行政機関等が行う特定個人情報以外の情報の授受に情報提供ネットワークシステムの用途を拡大する可能性を考慮して行われなければならない。【第3条第4項】

### 7. 情報提供ネットワークシステム等の安全性の確保

総務大臣並びに情報照会者及び情報提供者は、情報提供等事務に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、情報提供ネットワークシステム並びに情報提供等事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。【第24条】

### 8. 特定個人情報保護委員会の所掌事務の追加等

「個人番号情報保護委員会」の名称を、「特定個人情報保護委員会」に改める。【第36条第1項ほか】

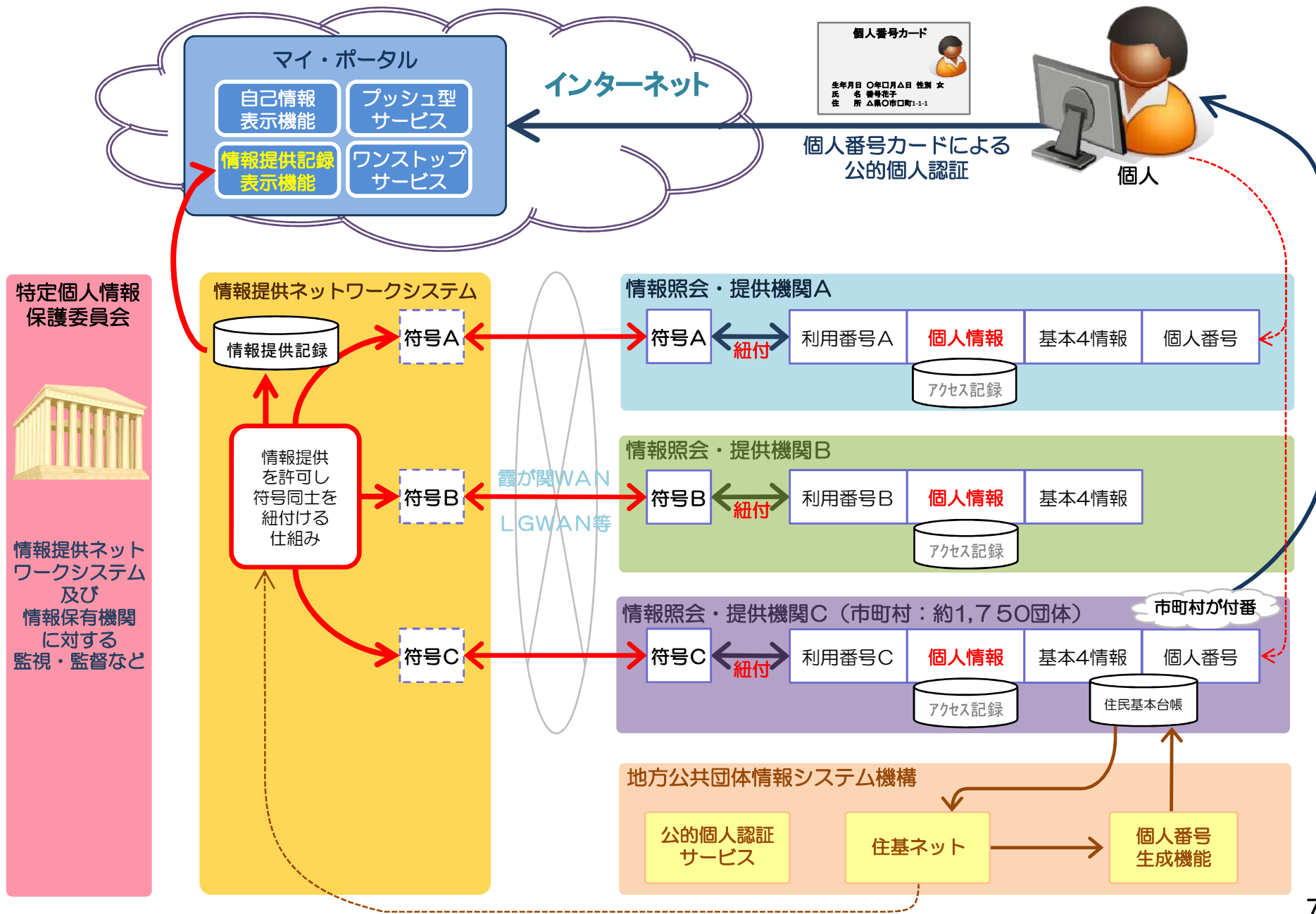
委員会は、個人番号その他の特定個人情報の取扱いに利用される情報提供ネットワークシステムその他の情報システムの構築及び維持管理に関し、費用の節減その他の合理化及び効率化を図った上でその機能の安全性及び信頼性を確保するよう、総務大臣その他の関係行政機関の長に対し、必要な措置を実施するよう求めることができる。【第54条第1項】

### 9. 検討等

- (1) 法施行後3年を目途として、個人番号の利用範囲の拡大、特定個人情報の提供範囲の拡大、情報提供ネットワークシステムの用途拡大(特定個人情報以外の情報提供への活用)について検討を加える。【附則第6条第1項】
- (2) 法施行後1年を目途として、特定個人情報保護委員会の権限の拡大等について検討を加える。【附則第6条第2項、3項】
- (3) 本人確認措置に係る新たな認証技術の導入の検討を加える。【附則第6条第4項】
- (4) マイ・ポータルを設置及びその活用等を行うために必要な措置を講ずる。【附則第6条第5項、第6項】
- (5) 政府は、適時に、地域の実情を勘案して必要があると認める場合には、地方公共団体に対し、複数の地方公共団体の情報システムの共同化又は集約の推進について必要な情報の提供、助言その他の協力を行う。【附則第6条第7項】

※別途、政府CIOを法的根拠に基づいて設置するための法案を番号法案と同時に提出。

# 番号制度における情報連携のイメージ





# 番号制度の導入に向けたロードマップ(案)

(H25年通常国会法案成立・H28年利用開始)

2013年  
(H25年)

2014年  
(H26年)

2015年  
(H27年)

2016年  
(H28年)

2017年  
(H29年)

